

寄 宿 舎 規 則

第 1 章 総 則

第 1 条 この規則は、労働基準法（以下「法」という。）第 95 条第 1 項により寄宿舍生活の秩序について定めるものであり、
・・・・・・・・（株）・・・・・・・・ 附属寄宿舍に適用する。

第 2 条 寄宿舍に寄宿する労働者（以下「寄宿員」という。）の事業主は
・・・・株式会社であり、寄宿舍及びその附属施設並びに寄宿する者に関する事項は、・・・・・・・・（以下「管理者」という。）が管理する。

管理者は、寄宿員の私生活の自由を侵してはならない。

第 3 条 この寄宿舍の寄宿員は、この規則を誠実に遵守し管理者の指示に従って寄宿舍生活の秩序を維持し、愉快的日々を過ごすよう努めなければならない。

第 2 章 入 舎 及 び 退 舎

第 4 条 入舎を希望する者は、所定の手続きにより管理者の許可を得なければならない。

第 5 条 退舎を希望する者は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

第 6 条 退職者は、速やかに退舎しなければならない。また、法令により寄宿することを不相当とされた者等、管理者が寄宿不相当と認めた者は、退舎を命ぜられることがある。

第 7 条 前 2 条により退舎する寄宿員は、貸与品及び入居していた室について管理者の点検を受けなければならない。

第 3 章 日 課

第 8 条 起床時刻、消燈時刻は下記の通りとする。

起 床	午前 6 時 0 0 分
消 燈	午後 1 0 時 0 0 分

ただし、業務の都合により、この時刻を変更することがある。

2. 前項ただし書きにより、時刻の変更を受けた者は、他の寄宿員に迷惑にならないよう心がけなければならない。

第9条 食事時刻は、次の通りとする。

朝食	午前	・時	・分	から	午前	・時	・分	まで
昼食	午前	・時	・分	から	午後	・時	・分	まで
夕食	午後	・時	・分	から	午後	・時	・分	まで

ただし、業務の都合により、この時刻を変更することがある。

第10条 食事は、食堂以外の場所では行わない。

第11条 管理者は、常に食生活に留意し、炊事場、食器類等を清潔に保持しなければならない。

第12条 寄宿員が、備え付けの寝具を使用するときには、別に定める料金を支払わなければならない。

第13条 勤務時間外の外出、外泊は原則として自由とする。ただし外出、外泊する寄宿舎は、あらかじめ行先、帰舎時刻を管理者に届け出なければならない。

第14条 外出又は外泊しようとする寄宿員は、業務に支障を来さないよう常に心がけ、外出又は外泊より帰ったときには、速やかに管理者に届け出なければならない。

第15条 寄宿員は、他の寄宿員に迷惑をおよぼさない限り、所定の場所において自由に面会することができる。

第4章 行 事

第16条 寄宿員に必要な安全及び衛生に関する行事は、あらかじめ管理者と協議して実施する。

2. 寄宿員は、前項により計画された行事には、進んで協力しなければならない。

第5章 安全及び衛生

第 17 条 寄宿員は、所定の場所及び方法以外で火気を使用し又は、喫煙してはならない。

第 18 条 寄宿員は、消火設備の使用方法について習熟するよう努めるとともに、避難訓練に参加しなければならない。

第 19 条 寄宿員は、常に寄宿舎及び附属施設並びにこれらの附近の清潔に留意し、寝具及び肌着類を清潔に保ち、居室は常に清掃し整理整頓するよう努めなければならない。

第 20 条 寄宿員が負傷し又は疾病にかかったときは、すみやかに管理者に届け出るとともに、適切な処置を受けなければならない。

2. 寄宿員は、各自健康に留意し、負傷し又は疾病にかかった者があるときは、互いに助けあうよう努めなければならない。

第 21 条 寄宿員は、避難階段、避難器具及びこれらに通ずる通路をいつでも避難できるよう保持することに協力しなければならない。

第 22 条 寄宿員は、前 3 条のほか、安全衛生に関する法令及び会社の定めた諸規則を守らなければならない。

第 6 章 雑 則

第 23 条 寄宿員は、寄宿舎の建物、施設及び備品等を破壊又は損傷してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、寄宿員が故意又は、重大な過失により建物及びその他の施設に損害をおよぼした場合は、実費を弁償させることがある。

第 24 条 寄宿員は、前条までに定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

1. 火災、盗難の予防については、各自が積極的に注意すること。
2. 寄宿舎内の電気配線を勝手に変更しないこと。
3. 許可なく共同炊事場以外で自炊しないこと。
4. 炊事場には、関係者のほか立ち入らないこと。
5. 建物、設備又は備付品を大切に扱うこと。
6. 他の寄宿員の迷惑になるような放歌、乱舞、口論はしないこと。

7. 寄宿舍及び附属施設の中に許可なく張紙又は落書きをしないこと。
8. 寄宿員は、外来者を管理者の許可なく宿泊させないこと。
9. くつ、雨具は必ず所定の収納設備に整然と収納すること。
10. 洗面所及び洗濯場以外で洗面及び洗濯を行わないこと。
11. 許可なく寝室に物を干さないこと。

第 25 条 寄宿員が、この規則を守らず又は故意に秩序を乱し、若しくは乱す恐れのあるときは、管理者は退舎させ又は、室の配置換えを行うことがある。

付 則

第 26 条 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。